

山城北地域商業ガイドライン策定協議会規約

平成19年 1月25日
改正 平成20年10月29日
山城北地域商業ガイドライン策定協議会

(趣旨)

第1条 京都府と府内市町村は、中心市街地活性化に取り組むに当たり、人口減少時代の到来や少子高齢化社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、まちづくり三法による規制誘導を講じることや、これまで整備された都市基盤など既存ストックを活かしたまちづくりを推進することで、公共交通機関を核とした誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図っていく必要がある。

この場合、特に広域に影響を及ぼす大規模小売店舗は、郊外部への無秩序な立地を抑制し、結果として都市計画区域内にある中心市街地へ誘導することで、中心市街地活性化の効果を上げることが必要である。

こうした目的を山城北地域において実現するために、府と地域内市町は、「山城北地域商業ガイドライン」を策定することとし、策定に当たって広域的な視点での協議・調整を行うため、「山城北地域商業ガイドライン策定協議会」を設置する。

(定義)

第2条 この規約における「山城北地域」、「中心市街地」、「大規模小売店舗」及び「特定大規模小売店舗」については、次のとおり定めるものとする。

(1) 山城北地域

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町及び宇治田原町に属する地域をいう。

(2) 中心市街地

本ガイドラインにおいて、中心市街地として位置が定められ、エリア指定された区域をいう。

(3) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号)第2条で定めるものをいう。(店舗面積が、1千平方メートルを超えるものをいう。)

(4) 特定大規模小売店舗

建築基準法(平成25年法律第201号)別表第2(わ)項に掲げるもの(店舗の部分が大規模小売店舗と認められるものに限る。)をいう。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、基本的に次表のとおりとする。

ただし、各団体内の役職員をもって、委員を代理することができるものとする。

なお、市町村の委員については、商業と都市計画の担当職員など複数人をもって代理できるものとする。

〔委員〕

京都府	山城広域振興局長、商工労働観光部長、建設交通部長
地域内市町	市長・町長
地域内商工会議所	商工会議所会頭
地域内商工会	商工会長
地域内各市町の消費者代表者	地域内の各市町長が推薦(1名)する消費者団体等の代表者

(委員の任期等)

第4条 京都府、地域内市町、地域内商工会議所及び地域内商工会の各委員については、その職にある者をもって充てることとし、任期は定めない。

地域内各市町の消費者代表者の委員の任期は2年とし、再任されることができるものとする。ただし、平成21年3月31日までに就任した委員の任期は、従前の例によるものとする。

なお、委員は、無報酬とする。

(会議)

第5条 協議会には、各委員の出席により協議・調整を行う委員会（以下「委員会」という。）とともに、必要に応じ、京都府と地域内市町の担当職員で構成する幹事会を置くものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、京都府又は地域内市町の委員の発議により、京都府の委員が開催を通知し、京都府の委員が進行役を務める。

議事は、山城北地域商業ガイドラインの次の項目に係る協議・調整に関することとする。

- (1) 山城北地域の商業まちづくりの基本方向
- (2) 山城北地域内の中心市街地エリアの概要及び区域
- (3) 山城北地域内の特定大規模小売店舗の誘導エリアの概要及び区域
- (4) 山城北地域内の特定大規模小売店舗より小規模の店舗を規制するエリアの概要及び区域
- (5) 山城北地域内の特定大規模小売店舗に求める地域貢献策
- (6) 山城北地域内の既存大規模小売店舗の事業者が取り組んでいる地域貢献策と評価
- (7) その他、山城北地域商業ガイドラインに関すること

(委員の発言)

第7条 委員は、委員会に出席し意見を述べるほか、文書により意見を述べることができるものとする。

なお、文書による意見は、全委員に配付するものとする。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。

(ガイドライン改定時の委員会開催)

第9条 委員会は、中心市街地エリア及び特定大規模小売店舗誘導エリア等の改定を必要とする場合に、開催するものとする。

なお、策定後、概ね5年ごとに、中心市街地エリアにおける将来目標など山城北地域商業ガイドラインに記載した事項の見直しを行うものとし、必要に応じ、委員会を開催するものとする。

(委員への情報提供)

第10条 山城北地域商業ガイドラインにおける特定大規模小売店舗誘導エリアへの新たな特定大規模小売店舗の設置の申し出がなされ、事業計画の概要書及び地域貢献計画書が京都府又は地元市町に提出された場合には、各委員に遅滞なく情報提供を行うこととする。

(協議会の事務局)

第11条 当協議会の事務局は、京都府が務める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員会に諮って決定する。